

# 兵庫県公報

平成22年8月20日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

| 規 則   | ページ |
|---|-----|
| ○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（公園緑地課） | 1   |
| ○ 兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（同）               | 1   |

## 公布された法令のあらまし

### ●使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第39号）

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成22年兵庫県条例第6号）のうち、兵庫県立三木総合防災公園の屋外テニスコートの利用料金の基準額に係る改正規定の施行期日を平成22年8月22日とすることとした。

### ●兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第40号）

兵庫県立三木総合防災公園に屋外テニスコートを設置することに伴い、同施設を平日に利用する場合の利用料金の基準額を定めることとした。

## 規 則

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第39号

#### 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成22年兵庫県条例第6号）附則第1項第6号に規定する規則で定める日は、平成22年8月22日とする。

~~~~~

兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第40号

#### 兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県立都市公園条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第105号）の一部を次のように改正する。  
別表第4の9の屋内内テニスコートの款の次に次のように加える。

|          |                |            |          |         |
|----------|----------------|------------|----------|---------|
| 屋外テニスコート | 興行のために利用する場合   |            | 1面につき1回  | 38,000円 |
|          | 興行のため以外に利用する場合 | 専用で利用するとき。 | 1面につき1時間 | 1,700円  |

#### 附 則

この規則は、平成22年8月22日から施行する。